

【判定依頼者向け】原産品判定依頼におけるファイルアップロード機能の導入について
(2020年4月6日開始)

2020年3月31日
(2020年4月6日更新)
日本商工会議所

今般、第一種特定原産地証明書証明書の発給に際し、審査完了後の手続きを下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更点 **※2020年4月6日以降の判定依頼分が対象**

第一種特定原産地証明書発給システムにおける原産品判定依頼時に、従来のFAXやEメールによる資料提出に加え、発給システムから判定資料を提出(アップロード)することが可能となります。

※ファイル名に**外字や環境依存文字、以下の記号**がある場合、ファイルを開覧できなくなる場合がありますので、ファイル名を修正のうえアップロードしてください。

(使用できない文字) <、>、#、"、%、{、}、|、¥、^、[、]、`、`

ほか、外字や環境依存文字

2. 変更対象

STEP6 原産品判定依頼を行う場合

※STEP7 証明書の発給申請の手続きは変更ありません

3. 変更後の手続き手順

(1) 発給システムから判定資料を提出(アップロード)する場合

「原産品判定依頼書画面」に「(4) 典拠書類を選択してください」の欄がありますので、アップロードするファイルを選択して判定依頼を行います。詳しくは以下のマニュアルから操作手順をご参照ください。

・[原産品判定依頼におけるファイルアップロードについて\(判定依頼者向け\)](#)

(2) 従来どおりFAXやメール等で判定資料を提出する場合

「原産品判定依頼書画面」に「(4) 典拠書類を選択してください」の欄がありますので、「 メール・FAX等で資料を提出します」に✓をして判定依頼を行います。FAXやメールアドレスは事務所ごとに異なりますので、以下をご参照ください。

- ・ [東京事務所](#)
- ・ [横浜事務所](#)
- ・ [浜松事務所](#)
- ・ [名古屋事務所](#)
- ・ [京都事務所](#)
- ・ [大阪事務所](#)
- ・ [福岡事務所](#)
- ・ [北九州事務所](#)

なお、同一の判定受付番号に対して、発給システムからのアップロードか、FAX やメール等の送付か、いずれかでご提出ください（複数の方法で提出することはお控えください）。

4. 変更日

2020年4月6日以降の判定依頼分より変更。

※2020年4月5日までの判定依頼分については、現行どおりの FAX やメール等で資料をご提出ください。

以上